

人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子に関する 御意見の募集について

令和7年11月21日
内閣府
科学技術・イノベーション推進事務局
人工知能政策推進室

1. 概要

令和7年9月に全面施行された人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和7年法律第53号）において、国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正な実施を図るため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずることとされています。

内閣府では、本年9月以降、人工知能戦略本部・人工知能戦略専門調査会を開催するなど、関係府省庁と連携の上、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針の策定に向けた検討を進めています。この度、その骨子が人工知能戦略本部において決定されましたので、同指針の本文作成に向けて国民の皆様の声を適切に反映したものとなるよう、広く意見を募集します。

2. 御意見の提出方法等

下記のいずれかにより、日本語で御意見を御提出ください。

(1) インターネット上の意見入力フォームを使用する場合

<https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0821.html>

(2) 郵送により意見提出する場合

意見書（別紙様式）に記載の上、以下郵送先に送付してください。

【郵送先】

郵便番号 100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室 宛

電話等その他での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

3. 募集期間

令和7年11月21日（金）～令和7年11月27日（木）23時59分

（郵送の場合は11月26日（水）消印有効）

4. その他

- ・ いただいた御意見は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針の策定に向けた審議の参考にさせていただきます（本指針については、別途、本文に係るパブリックコメントも実施予定です。）。なお、御意見に対する個別の回答はいたしません。あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出される御意見は、1件につき理由を含め400文字以内で記載してください。
- ・ 御意見には、様式に沿って、該当箇所（章、ページ番号、行数）を記載してください。
- ・ 複数の意見を提出する際には、提出フォーマットをそれぞれの意見等ごとに分けて記載してください。
- ・ 御記入いただいた個人名又は団体・法人名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内

容に不明な点があった場合の連絡のために利用することがあります。

- ・ 提出いただいた意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ 提出期間の終了後に提出されたもの・募集内容に関係のないものについては、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見等は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見等を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ 提出された意見等を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・ お寄せいただいた個人情報につきましては、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正な管理を行います。

（問合せ先）

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局
人工知能政策推進室
佐藤、最上、黒田 tel. 03-6257-1337

意見書

令和 年 月 日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局

人工知能政策推進室 宛

意見提出者

1. 意見提出者の種別(※1)	団体・法人等 / 個人
2. 個人名又は団体・法人名	
3. 住所(※2)	
4. 連絡先	連絡担当者氏名: 電話: e-mail:

※1 いずれかに○をつけてください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

意見提出フォーマット

下記の欄は、回答上の便宜のために意見募集対象である「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子(案)」の目次を抜粋する形で設けたものです。

・全般
・1 我が国における適正性確保に関する基本的な考え方
・1(1) 本指針の位置付け
・1(2) 本指針における適正性確保の考え方
・1(2)● 人間中心
・1(2)● 公平性
・1(2)● 安全性
・1(2)● 透明性
・1(2)● アカウンタビリティ
・1(2)● セキュリティ
・1(2)● プライバシー
・1(2)● 公正競争
・1(2)● AIリテラシー
・1(2)● イノベーション
・1(3) 適正性確保のための基本方針
・1(3)① リスクベースでのアプローチ
・1(3)② ステークホルダーの積極的な関与
・1(3)③ 一気通貫でのAIガバナンスの構築
・1(3)④ アジャイルな対応
・2 研究開発機関及び活用事業者が特に取り組むべき事項

- ・2(1) AIガバナンスによる俯瞰的な適正性の確保
- ・2(2) ステークホルダーとの信頼関係の構築に向けた透明性の確保
- ・2(3) 十分な安全性の確保
- ・2(4) 事業継続性確保による安全な環境の維持
- ・2(5) AIのイノベーションの基盤となるデータの重要性を踏まえたステークホルダーへの配慮
- ・3 国及び地方公共団体が特に取り組むべき事項
 - ・3(1) AIの積極的かつ先導的な活用によるイノベーションの促進
 - ・3(2) 社会全体におけるAIリテラシーの向上
 - ・3(3) AIガバナンスの在り方の検討
 - ・3(4) 行政としてのアカウンタビリティを果たすこと
- ・4 国民が特に取り組むべき事項
 - ・4(1) 人間中心の原則に基づくAIの責任ある利用
 - ・4(2) AIリテラシーに基づく適切な利用
- ・その他

(御意見)※400字以内